

日程第 9．議案第 29 号 東部消防組合理約の変更について

○議長 宮城清政君 日程第 9．議案第 29 号 東部消防組合理約の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 29 号 東部消防組合理約の変更について 地方自治法第 286 条第 1 項の規定により協議し、平成 28 年 4 月 1 日から、東部消防組合理約を以下のとおり変更することについて議決を求めます。提案理由としまして、職員定数条例の改正に基づく、各出張所への配置人員増による体制強化に伴い、消防組織の全国的な状況を鑑み、現行の「出張所」から「分署」へ名称変更を行いたいため、地方自治法第 290 条の規定により提案いたします。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 29 号 東部消防組合理約の変更について説明いたします。ページをめくっていただきまして、規約の改正の部分をご覧ください。新旧対照表で説明いたします。5 条の南風原町及び西原町に出張所を置くとなっているところを、分署を置くとする改正です。この理由でございますが、平成 28 年 2 月定例会の東部消防組合議会で、定数増が議決されております。それを受けて、西原、南風原の出張所も増員となるということでもあります。これは特に法律で名称がきちっとされているのではないということもございます。ただし、全国的にも配置人数や車両で分遣所 3、4 人の配置、出張所が 4、5 人、分署が 6 人から 8 人というのが通例となっているようでございます。それに伴って、南風原・西原両出張所も人数がおおむね 7 名、8 名の配置になるということで、出張所から分署に名称変更をしたいということの規約改正でございます。以上が議案第 29 号 東部消防組合理約の変更についての概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 これも 1 つだけ教えてください。今回の改正は、職員の増員によると、西原もそうですが、南風原は部長からありました 7 名から 8 名配置になります。もし知っていたら教えて欲しいのですが、消防機材はどうなるのですか。人だけ配置するのか。救急車であるとかそういったものがどういうふうに整備されるのかも分かっていたら教えてください。

平成 28 年第 1 回定例会_3 月 9 日

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 答えいたします。おっしゃるとおりでございます。これまで同時に救急 2 部隊が出動できなかったということを、この人数増で対応できるようになったと、機材もそれに伴ってすでに配置をしたと報告を受けております。以上です。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 機材はどういうふうな整備なのか。救急車がどうなのか、ポンプ車がどうなるのか、そこらへんがもし分かるのであれば教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 救急車が増になったと聞いております。消防は従来どおりということです。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 29 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 29 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 29 号 東部消防組合規約の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

散会 (午後 0 時 24 分)